

## 西予市公民館分館制度分科会設置要綱

### (目的)

第1条 この告示は、西予市地域づくり活動センター市民検討委員会設置要綱（平成30年西予市告示第114号）第7条第2項の規定に基づき、西予市公民館分館制度分科会（以下「分科会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 西予市公民館条例（平成16年西予市条例第113号）第2条第2項に規定する分館の在り方について協議する。

### (組織)

第3条 分科会は、分科会員18人以内で組織する。

2 分科会員は、西予市地域づくり活動センター市民検討委員会委員のうちから、教育長が委嘱する。

### (分科会長及び副分科会長)

第4条 分科会に、分科会長及び副分科会長各1人を置く。

2 分科会長及び副分科会長は、分科会員の互選により選出する。

3 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

4 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故あるときはその職務を代理する。

### (任期)

第5条 分科会員の任期は、委嘱又は任命された日から1年とする。ただし、分科会員が欠けた場合における補欠分科会員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第6条 分科会の会議（以下「会議」という。）は、分科会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、分科会員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した分科会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 議長は、必要があると認めるときは、分科会員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

### (報告)

第7条 分科会長は、分科会の協議の経過及び結果について、西予市地域づく

り活動センター市民検討委員会に報告する。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、教育部生涯学習課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。